

刈払い機取扱作業安全衛生教育

平成12年基発第66号通達の「刈払い機取扱作業者に対する安全衛生教育者について」に基づく刈払い機で安全に作業を行うための教育です。

ご来校、または電話でお申し込み下さい。受講人数に制限がありますので予約制となります。

講習初日の受付は、午前8:40分から9:00分です。(時間厳守)

※ 時間に遅れたり、提出書類等を忘れると受けられません。

◎ 講習初日提出して頂くもの

- ① 運転免許証 運転免許証のない方、住民票(個人番号の記載されていない6ヶ月以内のもの)
- ② 受講料 14,000円(税込)
- ③ 筆記用具
- ④ 実技に適する服装・手袋・靴(ヘルメットは準備しております。)

◎ 時間割表 学科5H 実技1H (1日)

1日目 (学科5時間 実技1時間)

8:40 ~ 9:00	受付、説明等		
9:10 ~ 10:10	刈払機に関する知識		
10:15 ~ 11:15	刈払機を使用する作業に関する知識		
11:20 ~ 11:50	刈払機の点検及び整備に関する知識		
11:50 ~ 12:20	関係法令		
13:20 ~ 14:20	振動障害及びその予防に関する知識		
14:25 ~ 15:25	振動障害及びその予防に関する知識		
15:30 ~ 16:30	刈払機の作業等(実技)		

講習日程

秋田労働局長登録教習機関

(株)鷹巣交通 県北技能講習センター

〒018-3301 秋田県北秋田市綴子字佐戸袋6

TEL 0186-62-1845 FAX 0186-62-1846